

◎新潟県告示第920号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時 | | 検査場所 | 検査区域等 |
|--|--------------------------------|---------------------------------|--|
| 9月2日（木） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | 千手中央コミュニティセンター 車庫 | 十日町市全域 |
| 9月3日（金） | 午前9時から正午まで | 下条公民館 | |
| 9月6日（月） | 午後1時から4時まで | 松代支所 車庫 | |
| 9月7日（火） | 午前9時から正午まで | 十日町市総合福祉センター サンクロス十日町 | |
| 9月8日（水） | 午後1時から4時まで | | |
| 9月9日（木） | 午後1時から4時まで | | |
| 9月10日（金） | 午前9時から正午まで | 松之山自然休養村センター (松之山公民館) 地下ピロティ | |
| 9月13日（月） | 午後1時から4時まで | 吉田公民館 | |
| 9月14日（火） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | 中里支所 車庫 | |
| 9月15日（水） | 午前9時から正午まで | 川治公民館 | |
| 9月16日（木） | 午後1時から4時まで | | |
| 9月17日（金） | 午前9時から正午まで | | |
| 9月21日から令和4年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。 | 午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで | 新潟県計量検定所 | |
| | | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会